

# 入札説明書

## 令和8年度道路台帳及び道路告示資料 スキャニング業務【単価契約】

- I 入札説明書
- II 提出書類等一覧表
- III 業務仕様書
- IV 契約書（案）
- V 入札参加資格確認申請書
- VI 業務に関する質問書
- VII 委任状・入札書・記載例

## I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】
- (2) 業務内容  
業務仕様書のとおり
- (3) 数量  
予定数量 約3,000単位  
(単位は用紙サイズ毎に設定しており、具体的には業務仕様書「3. 単位数の設定について」を参照のこと)
- (4) 契約期間  
契約締結日から令和8年11月30日まで
- (5) 契約条項  
別添契約書（案）のとおり
- (6) 納入場所  
徳島県徳島市万代町1-1  
徳島県県土整備部高規格道路課 企画・管理担当

### 2 入札参加者に必要な資格について

- (1) 必要な資格
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者で、営業種目A3「複写」に登録されている者であること。
  - ウ イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
  - エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
  - オ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
  - カ 「5 入札参加資格の確認」に示す入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 資格審査の申請の方法  
2の(1)のイにおいて、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

## 参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika\_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

## 3 問い合わせ等について

### (1) この入札についての問い合わせ先

徳島県徳島市万代町1-1

徳島県県土整備部高規格道路課 企画・管理担当

電話番号 088-621-2547

ファクシミリ番号 088-621-2872

電子メールアドレス koukikakudouroka@pref.tokushima.lg.jp

### (2) 問い合わせについての受付期間

問い合わせは、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。質問様式については別紙「質問様式」を使用して問い合わせを行うこと。受付期間は、令和8年6月1日（月）から令和8年6月12日（金）までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

### (3) スキャン対象資料の確認について

令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間、3の（1）に示す問い合わせ先にてスキャンの対象となる資料の実物を確認することができる。

## 4 入札説明書及び仕様書の配布場所について

令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）まで徳島県ホームページ上に掲載することにより配布する。

## 5 入札参加資格の確認

### (1) 入札参加資格の確認手続

この入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### ア 提出期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 提出場所

徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県県土整備部高規格道路課企画・管理担当  
ウ提出方法  
持参によるものとする。

(2) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和8年6月25日（木）までに郵送により通知する。

## 6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

- ア 日時  
令和8年6月26日（金） 午前10時00分
- イ 場所  
徳島県徳島市万代町1-1  
徳島県庁7階 707会議室
- ウ 入札書の提出方法  
持参

(2) 入札の方法等

ア 入札の方法

入札は、スキャン対象の用紙サイズに応じて設定した1単位当たりの単価により行う。単位の設定方法等の詳細は業務仕様書を参照のこと。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(イ) 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

(ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

**「入札金額」は、「1単位当たりの単価」を記載すること。**

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ) 「入札業務」は、業務名を明確に記載すること。

(オ) 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(カ) 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

- a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
  - b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の氏名を記載すること。
- (キ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- ウ 再度入札
- 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。
- 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。
- 最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

### (3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- イ 記名のない入札。
- ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
  - (ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
  - (イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。
  - (ウ) 「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く）の記載のないもの、又は記載を誤ったもの。
  - (エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- エ 同一事項に対してした2通以上の入札。
- オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
- カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札。
- キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

### (4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

### (5) 落札

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 7 契約の締結について

### (1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

(3) 契約を担当する機関

徳島県徳島市万代町1-1

徳島県県土整備部高規格道路課 企画・管理担当

電話 088-621-2547

ファクシミリ088-621-2872

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

## 8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

## 9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

## II 提出書類一覧表

### 1 入札参加資格確認時

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 1通

申請書には「入札参加者の住所、氏名、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

### 2 入札書提出時

(1) 入札書 1通

入札書を封書に入れ、封書に「令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】」と記載すること。

(2) 委任状（代理人が入札する場合） 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

### 3 再入札時

(1) 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

# 業務仕様書

(令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】)

## 1. 業務概要

令和7年度に更新を行った道路台帳図面及び、道路の区域変更・供用開始を行った書類のスキャンを行い、ファイル名称を仕様書のとおり作成し、電子納品するものである。

- (1) 道路台帳平面図 (縮尺 1/1,000、1/2,000)
- (2) 道路の区域変更・供用開始告示資料 (縮尺は様々)

## 2. 数量・サイズ

### (1) 道路台帳平面図

過去実績の数量・サイズは下記3の実績を参照 (モノクロ A2・A3・A4サイズ)

### (2) 道路の区域変更・供用開始告示資料

過去実績の数量・サイズは下記3の実績を参照

A0や規格外サイズの図面等があり、これを1枚にスキャンする設備が必要となる告示資料のうちスキャン対象資料は全部事項証明書と告示案を除くすべて

## 3. 単位数の設定について

業務委託料は、入札時の応札単価に用紙サイズ毎に設定された単位を乗じ決定されるが、用紙サイズ毎に1枚当たり次のとおり単位を設定する。総数の目安として過年度の実績を参考に記載する。

設定単位 (両面の場合は2倍)

用紙サイズ	1枚当たり単位
A4	1
A3	1
A2	8
A1	16
A0・その他	32

実績

用紙サイズ	R6	R5	R4	R3
A4	1,141	896	1,233	806
A3	622	809	1,116	635
A2	4	0	0	0
A1	3	3	1	14
A0・その他	0	2	13	10

(計算例)

1単位当たりの応札額が30円でA4サイズが1,000枚、A2サイズ500枚の実績であれば、

A4サイズ：30円×1000枚×1単位=30,000円

A2サイズ：30円×500枚×8単位=120,000円

計150,000円(税抜き)の合計額となる。

## 4. 資料の貸与

データ入力・更新の基礎資料として高規格道路課で保存している資料を貸与するので受託者は県から資料を受取り、業務終了後に県へ返還すること。個人情報が含まれているものがあるので取扱いに注意すること。

## 5. 納品方法

スキャニングデータを光学ディスクに格納して納品すること。

サイズ毎の枚数実績を整理した一覧表を提出すること。

## 6. ファイルの保存形式、名称設定ルール

## ○画像データ仕様

以下を標準とし、協議して決定する。

- ・色深度について、モノクロは1bitとし、カラーは24bitとすること。
- ・解像度は300dpiとする。
- ・圧縮方式について、モノクロは「MMR圧縮」とし、カラーは「LZW圧縮」とする。
- ・画像補正について、原稿の状態に応じ、情報欠損が生じない範囲で裏写り防止機能及び地色除去機能を使用すること。

## ○道路台帳平面図

- ・ファイルの保存形式はモノクロ.tif形式とする。
- ・名称設定ルール

「R07 台帳図変更分」フォルダを作成し、「R07 台帳図変更分」フォルダ内に、「01\_三好」～「08\_那賀」フォルダまでの8フォルダを作成する。

各フォルダ内に、「tif」ファイルを作成する。

ファイル名は、①ra+②庁舎コード(2桁)+③路線コード(4桁)+④図面番号(3桁)+⑤図面番号枝番(2桁)+⑥.tifとし、庁舎コード及び路線コードについては、別添の「コード表」を参照することとする。

ファイル名例) 国号319号三好庁舎管理区間の場合、  
「ra 01 0319 020 00 .tif」→「ra01031902000.tif」

## ○道路の区域変更・供用開始告示資料

- ・ファイルの保存形式は 位置図・平面図・横断縦断面図のみカラー.tifとする  
残りはモノクロとする

- ・告示資料のファイル名規則

「告示資料データ」フォルダを作成し、「告示資料データ」フォルダ内に、「kuiki」フォルダを作成する。「kuiki」フォルダ内に、

「202504」～「202603」フォルダまでの24フォルダを作成する。

ファイル名は、①ig+②庁舎コード(2桁)+③路線コード(4桁)+④年(4桁)+⑤月(2桁)+⑥日(2桁)+⑦枚数番号(4桁)+⑧.tifとし、庁舎コード及び路線コードについては、「コード表」を参照することとする。

- ・ファイル名例) 三好庁舎(一般県道140号)大利辻線 2025年4月16日告示の場合、  
「ig 01 3140 2025 04 16 0002 .tif」→「ig013140202504160001.tif」

↑(0001は別途作成した目次を挿入するので0002から付番する)

※同一路線で同日に複数の告示がある場合は、告示番号の遅い告示のファイル名を枚数番号の続きで取っていく。

例①) 三好庁舎(一般県道140号)大利辻線において、2025年4月16日に区域変更と区域変更に対応する区間の供用開始の告示を行っていた場合、区域変更告示のスキヤニングファイル名「ig013140202504160002.tif」～「ig013140202504160020.tif」、  
供用開始告示のスキヤニングファイル名「ig013140202504160021.tif」～「ig013140202504160030.tif」となる。

例②) 三好庁舎(一般県道140号)大利辻線において、2025年4月16日に別々の二つの区間で区域変更の告示を行っていた場合、区域変更告示①のスキヤニングファイル名「ig013140202504160002.tif」～「ig013140202504160020.tif」、  
区域変更告示②のスキヤニングファイル名「ig013140202504160021.tif」～「ig013140202504160030.tif」となる。

庁舎コード表

コード	庁舎等
00	国土交通省
01	三好庁舎
02	美馬庁舎
03	吉野川庁舎
04	鳴門庁舎
05	徳島庁舎
06	阿南庁舎
07	美波庁舎
08	那賀庁舎
98	その他
99	道路整備課

路線コード表

コード	路線名	よみがな
0011	1 1 号	
0028	2 8 号	
0032	3 2 号	
0055	5 5 号	
0193	1 9 3 号	
0195	1 9 5 号	
0318	3 1 8 号	
0319	3 1 9 号	
0377	3 7 7 号	
0438	4 3 8 号	
0439	4 3 9 号	
0492	4 9 2 号	
1001	徳島引田	とくしま ひけた
1002	津田川島	つだ かわしま
1003	志度山川	しど やまかわ
1004	丸亀三好	まるがめ みよし
1005	観音寺池田	かんおんじ いけだ
1006	込野観音寺	こみの かんおんじ
1007	美馬塩江	みま しおのえ
1008	観音寺佐野	かんおんじ さの
1011	鳴門公園	なるとこうえん
1012	鳴門池田	なると いけだ
1013	徳島停車場	とくしま ていしやじょう
1014	松茂吉野	まつしげ よしの
1015	徳島吉野	とくしま よしの
1016	徳島上那賀	とくしま かみなか
1017	小松島港	こまつしまこう
1018	勝浦佐那河内	かつうら さなごうち
1019	阿南鷺敷日和佐	あなん わじき ひわさ
1020	石井神山	いしい かみやま
1021	神山鮎喰	かみやま あくい
1022	阿南勝浦	あなん かつうら
1023	富岡港	とみおかこう
1024	羽ノ浦福井	はのうら ふくい
1025	日和佐小野	ひわさ この
1026	由岐大西	ゆき おおにし
1027	阿南那賀川	あなん なかがわ
1028	阿南小松島	あなん こまつしま
1029	徳島環状	とくしま かんじょう
1030	徳島鴨島	とくしま かもじま
1031	鴨島神山	かもじま かみやま
1032	山城東祖谷山	やましろ ひがしいややま
1033	小松島佐那河内	こまつしま さなごうち

1034	石井引田	いしい ひけた
1035	阿南相生	あなん あいおい
1036	日和佐上那賀	ひわさ かみなか
1037	牟岐海南	むぎ かいなん
1038	沖ノ洲徳島本町	おきのす とくしまほんちょう
1039	徳島鳴門	とくしま なると
1040	徳島空港	とくしま ふうこう
1041	徳島北灘	とくしま きたなだ
1042	瀬戸撫養	せと むや
1043	神山川島	かみやま かわしま
1044	三加茂東祖谷山	みかも ひがしいややま
1045	西祖谷山山城	にししいややま やましろ
3101	船津野根	ふなつ のね
3102	引田滝ノ宮	ひけた たきのみや
3105	多和脇	たわ わき
3106	穴吹塩之江	あなぶき しおのえ
3108	勝浦三野	かつうら みの
3113	東祖谷山大杉停車場	ひがしいややま おおすぎ ていしやじよう
3120	徳島小松島	とくしま こまつしま
3121	藍住吉成停車場	あいずみ よしなり ていしやじよう
3122	板野川島	いたの かわしま
3123	神山国府	かみやま こくふ
3125	市場学停車場	いちば がく ていしやじよう
3126	半田貞光	はんだ さだみつ
3127	美馬半田	みま はんだ
3128	阿南羽ノ浦	あなん はのうら
3129	徳島津田インター	とくしまつだいんたー
3130	大林津乃峰	おおばやしつのみね
3131	美馬貞光	みま さだみつ
3132	三加茂三好	みかも みよし
3135	牟岐港牟岐停車場	むぎこう むぎ ていしやじよう
3136	宮倉徳島	みやぐら とくしま
3137	土成徳島	どなり とくしま
3138	香美吉野	かがみ よしの
3139	船戸切幡上板	ふなと きりはた かみいた
3140	大和辻	おおとり つじ
3141	大林那賀川阿南	おおばやし なかがわ あなん
3146	鶴林寺	かくりんじ
3147	日和佐牟岐	ひわさ むぎ
3148	中部山溪轟公園	ちゅうぶさんけい とどろきこうえん
3149	腕山宮石	かいなやま くいし
3150	佐古停車場	さこ ていしやじよう
3151	蔵本停車場	くらもと ていしやじよう
3152	府中停車場	こう ていしやじよう
3153	石井停車場	いしい ていしやじよう
3154	牛島停車場	うしのしま ていしやじよう

3155	鴨島停車場	かもじま ていしやじよう
3156	阿波川島停車場	あわかしま ていしやじよう
3157	小島停車場	おしま ていしやじよう
3158	貞光停車場	さだみつ ていしやじよう
3159	阿波半田停車場	あわはんだ ていしやじよう
3161	阿波池田停車場	あわいけだ ていしやじよう
3162	箸蔵停車場	はしくら ていしやじよう
3163	大歩危停車場	おおぼけ ていしやじよう
3164	阿波大宮停車場	あわおおみや ていしやじよう
3165	板野停車場	いたの ていしやじよう
3166	板東停車場	ばんどう ていしやじよう
3167	北島池谷停車場	きたじま いけのたに ていしやじよう
3168	地蔵橋停車場	じぞうばし ていしやじよう
3169	中田停車場	ちゆうでん ていしやじよう
3171	立江停車場	たつえ ていしやじよう
3172	羽ノ浦停車場	はのうら ていしやじよう
3173	阿南停車場	あなん ていしやじよう
3174	見能林停車場	みのばやし ていしやじよう
3175	阿波橋停車場	あわたちばな ていしやじよう
3176	新野停車場	あらたの ていしやじよう
3177	由岐停車場	ゆき ていしやじよう
3178	小松島港南小松島停車場	こまつしまこう みなみこまつしま ていしやじよう
3181	川内埠頭	かわうちふとう
3182	瀬戸港	せとこう
3183	亀浦港櫛木	かめうらこう くしき
3184	栗津港撫養	あわづこう むや
3185	栗津港	あわづこう
3187	長原港	ながはらこう
3188	今切港	いまぎれこう
3189	沖ノ洲埠頭	おきのすふとう
3190	徳島港	とくしまこう
3191	富岡港南島	とみおかこう みなみじま
3193	中林港	なかばやしこう
3194	由岐港	ゆきこう
3195	日和佐港	ひわさこう
3196	浅川港	あさかわこう
3197	鞆奥港	ともおくこう
3198	阿波土柱	あわ どちらゆう
3199	脇三谷	わき みたに
3200	蒲生田福井	がもうだ ふくい
3203	鮎喰新浜	あくい しんはま
3204	徳島沖洲インター	とくしまおきのすいんたー
3205	西黒田府中	にしくろだ こう
3206	西黒田中村	にしくろだ なかむら
3207	鬼籠野国府	おろの こくふ
3208	一宮下中筋	いちのみや しもなかすじ

3209	八多法花	はた ほつけ
3210	大谷西須賀	おおたに にしすが
3212	新浜勝浦	しんはま かつうら
3213	二条通新港	にじようどおり しんこう
3216	花園日開野	はなぞの ひがいの
3217	田野勢合	たの せいごう
3218	和田島赤石	わだじま あかいし
3219	古川長原港	ふるかわ ながはらこう
3220	川内大代	かわうち おおしろ
3221	富吉久木	とみよし くき
3225	桧藍住	ひのき あいずみ
3226	津慈広島	つじ ひろしま
3228	大谷櫛木	おおたに くしき
3229	板野インター	いたのいんたー
3230	第十白鳥	だいじゆう しろとり
3231	高原石井	たかはら いしい
3232	平島国府	へいしま こくふ
3234	高瀬神宅	たかせ かんやけ
3235	宮川内牛島停車場	みやごうち うしのしま ていしやじよう
3236	浦池南原	うらのいけ なんばら
3237	切幡川島	きりはた かわしま
3238	川島西麻植停車場	かわしま にしおえ ていしやじよう
3239	牛島上下島	うしのしま じようげじま
3240	西麻植下浦	にしおえ しもうら
3242	植桜鴨島	うえざくら かもじま
3244	山川川島	やまかわ かわしま
3245	二宮山川	にのみや やまかわ
3246	仁賀木山瀬停車場	にがき やませ ていしやじよう
3247	船戸山川	ふなど やまかわ
3248	奥野井阿波山川停車場	おくのい あわやまかわ ていしやじよう
3249	井上川田	いのうえ かわた
3250	三ツ木宮倉	みつぎ みやくら
3251	脇町曾江	わきまち そえ
3252	大谷脇町	おおたに わきまち
3253	山川海南	やまかわ かいなん
3254	田方穴吹	たがた あなぶき
3255	端山調子野	はばやま ちようしの
3256	上蓮小野	じようれん おの
3257	蔭名小野	かげみよう おの
3258	小谷西端山	こたに にしはばやま
3259	一字古宮	いつちゆう ふるみや
3260	中野木屋平	なかの こやだいら
3261	菅生伊良原	すげおい いらはら
3262	芝生中庄	しばう なかのしよう
3263	高清真光	こうせい さだみつ
3264	出口太刀野	でぐち たちの

3265	腕山花ノ内	かいなやま はなのうち
3266	昼間辻	ひるま つじ
3267	白地州津	はくち しゅうづ
3268	野呂内三縄停車場	のろうち みなわ ていしやじよう
3269	三縄停車場黒沢	みなわ ていしやじよう くろぞう
3270	一字祖谷口停車場	いつちゆう いやぐち ていしやじよう
3271	粟山殿野	あわやま とのの
3272	上名西宇	かみみよう にしう
3273	大京原今津浦和田津	だいきようばら いまづうら わだつ
3274	坂野羽ノ浦	さかの はのうら
3275	敷地羽ノ浦	しきち はのうら
3276	勝浦羽ノ浦	かつうら はのうら
3277	中島古庄	なかしま ふるしよう
3278	蛭子原西の久保	えびすばら にしのくぼ
3279	中島港	なかしまこう
3282	大井南島	おおい みなみじま
3283	和食勝浦	わじき かつうら
3284	山口鉦打	やまぐち かねうち
3285	戎山中林富岡港	えびすやま なかばやし とみおかこう
3286	津乃峰筒崎	つのみね つつざき
3287	福井椿泊加茂前	ふくい つばきどまり かもまえ
3288	小勝島公園	こかつじまこうえん
3289	赤松由岐	あかまつ ゆき
3290	日浦野田	ひうら のだ
3291	竹ヶ谷鷺敷	たけがたに わじき
3292	西納大久保	にしのう おおくぼ
3294	北河内奥河内	きたごうち おくごうち
3295	木沢上那賀	きさわ かみなか
3296	助上那賀	すけ かみなか
3298	上皆津奥浦	かみかいつ おくうら
3299	四方原海部	しほうばら かいふ
3300	芥附海部	くぐつけ かいふ
3301	久尾穴喰浦	くお ししくいうら
3302	鯛浜中村	たいのはま なかむら
3304	木地屋赤松	きじや あかまつ
3308	古屋日浦	ふるや ひうら
3309	金目穴喰浦	かなめ ししくいうら
3401	鳴門徳島自転車	なると とくしま じてんしやどう
3402	阿南徳島自転車	あなん とくしま じてんしやどう

# 委託契約書

徳島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 委託業務名 令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】

(2) 委託業務の内容 業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和8年11月30日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、1単位当たり金〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額、金〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約物件単価に110分の10を乗じて得た額である。

3 「単位」は、仕様書の「3 業務委託料単価の単位について」に基づき設定する。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

（委託業務の完了報告及び精算）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書及び事業費精算書を甲に提出するものとし、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由なく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定により委託業務の内容の全部又は一部を変更した場合において、委託業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき、又は、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、別紙2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

ただし、契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

甲 徳島県  
徳島県知事 後藤田 正純

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。  
2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

### (資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

### (事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 情報セキュリティに関する特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

### (管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

### (従事者等の特定)

第3 乙は、この契約による業務を行う従事者及び作業範囲を特定し、着手前に書面により甲へ提出しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行う従事者が情報資産を管理する甲の執務室等に出入りする場合は、個人を特定できる身分証明書等を第三者が目視できるよう携帯させなければならない。

### (作業場所の特定)

第4 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

### (サービスレベルの保証)

第5 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

### (情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第6 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

### (業務従事者への周知及び教育)

第7 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

### (情報の適正な管理)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (再委託の禁止)

第10 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (情報資産の返却及び廃棄)

第11 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (報告)

第12 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求められることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (監査及び検査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

**(情報セキュリティインシデントの公表)**

第14 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

**(契約解除及び損害賠償)**

第15 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

**(ポリシー改定時の対応)**

第16 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者名

令和 8 年 6 月 1 日付け公告に係る条件付き一般競争入札「令和 8 年度道路台帳及び道路告示資料スキヤニング業務【単価契約】」に係る次の条件すべてに該当することを誓約し、入札参加資格の確認申請をします。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和 56 年徳島県告示第 26 号) 第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有すると認められた者で、営業種目 A3「複写」に登録されている者であること。
- ウ イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- オ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。

貴社連絡先記入欄

担当部署  
担当者名  
電話番号

(質問様式)

令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】  
の業務に関する質問書

提出者

会社名 \_\_\_\_\_  
担当部局名 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

質問事項

(質問年月日 令和 年 月 日)

表 題	

注：質問は、1問につきこの用紙一枚を使用し、質問が複数となる場合は、この用紙を複写し提出すること

提出先

宛 先 徳島県県土整備部高規格道路課 企画・管理担当  
電話番号 088-621-2547  
FAX番号 088-621-2872  
電子メール koukikakudouroka@pref.tokushima.lg.jp

令和 年 月 日

## 委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

私は、 を代理人とし徳島県が令和8年6月26日に執行する  
「令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】」の入札  
に関する一切の権限を委任します。

令和8年5月29日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社  
氏名 代表取締役 日本 太郎

受任者 住所 徳島市佐古1番町1番地  
氏名 加藤 一郎

私は、加藤 一郎 を代理人とし徳島県が令和8年6月26日に執行する「令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャン業務【単価契約】」の入札に関する一切の権限を委任します。

# 入札書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額										

入札業務

令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和8年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

記載例

代表者本人が入札するとき

入札書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額								¥	3	0

入札業務

令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和8年 月 日

住所 徳島市万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社

氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

記載例 代理人が入札するとき

## 入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額								¥	3	0

入札業務

令和 8 年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和 39 年徳島県規則第 3 9 号)により入札します。

令和 8 年 6 月 2 6 日

住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
万代産業株式会社

氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

代理人

住所 徳島市佐古 1 番町 1 番地

氏名 加藤 一郎

# 再 入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額										

入札業務 令和8年度道路台帳及び道路告示資料スキャニング業務【単価契約】

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和8年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿